

岩手県恩給給与細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 9 月 28 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第 95 号

岩手県恩給給与細則の一部を改正する規則

岩手県恩給給与細則（昭和 40 年岩手県規則第 24 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
第 5 条 年金である恩給の支給は、次に掲げるところにより行うものとする。 (1)・(2) [略] (3) 受給権者は、前 2 号の規定にかかわらず、 <u>郵便振替払出証書</u> に記載された郵便局において、当該 <u>郵便振替払出証書</u> を提出することにより、支給を受けることができる。	第 5 条 年金である恩給の支給は、次に掲げるところにより行うものとする。 (1)・(2) [略] (3) 受給権者は、前 2 号の規定にかかわらず、 <u>郵政民営化法（平成17年法律第97号）第94条に規定する郵便貯金銀行が発行する振替払出証書（以下「振替払出証書」という。）</u> に記載された郵便局において、当該 <u>振替払出証書</u> を提出することにより、支給を受けることができる。
第 7 条 送金通知票等又は <u>郵便振替払出証書</u> の提出を代理人が行う場合は、本人の委任状を同時に提出しなければならない。	第 7 条 送金通知票等又は <u>振替払出証書</u> の提出を代理人が行う場合は、本人の委任状を同時に提出しなければならない。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

- この規則は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。
- この規則の施行の際現に存する郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 102 号。以下「整備法」という。）第 2 条の規定による廃止前の郵便振替法（昭和 23 年法律第 60 号）第 38 条第 2 項第 1 号に規定する払出証書については、この規則による改正前の岩手県恩給給与細則第 5 条第 3 号及び第 7 条の規定は、なおその効力を有する。